



## 改正相続法 思わぬ課税も

民法の相続規定(相続法)が7月に大きく変わったのに伴い、相続の際の税金の取り扱いにいくつか変更があった。7月の法改正で変わったのは、遺留分に満たない分について現金で請求することになった点だ。相続人同士のトラブルは減りそうだが、思わぬ税負担が生じる可能性があるという。下図を参照に具体例を見ていこう。

これは総額8000万円の遺産を3人の法定相続人で分けるケースだ。問題は次男の取り分。遺留分は遺産全体の8分の1である1000万円だが、遺言には預金500万円としか書かれていなかった。改正法に基づき、次男は長男や母親に「現金で500万円払え」と請求する。しかし、長男らの手元に現預金がない場合、現預金の代わりに不動産などで弁済する「代物弁済」という方法があり、このケースでは長男が相続した自宅以外の土地1500万円のうち500万円を次男名義にした。改正前と同様、不動産を共有する形で一見、妥当に見えるが、遺留分を満たす為に遺産を共有にすると譲渡税がかかる場合がある。遺留分紛争の解決は現金に一本化されたため、不動産を共有すると実際は売ってなくても税制上は売ったとみなされるという理屈だ。下図のケースでは長男が1500万円の土地のうち、次男に与えた500万円分が不動産の譲渡所得とみなされ、長男に課税される。法改正前には必要なかった税金だ。このような税負担を避けるためには、そもそも遺留分の争うが起きないような遺言にすることが大切。もし争いになったら代物弁済ではなく、現金で解決する必要がある。



父親が遺言で8000万円の遺産の分け方を指定。  
その内容は...



母

4000万円(自宅土地)  
2000万円(家屋)



長男

1500万円  
(自宅以外の土地)



次男

500万円(現金)  
→遺留分に満たず

遺留分

$1/4 = 2000$ 万円

$1/8 = 1000$ 万円

$1/8 = 1000$ 万円

次男は遺留分に満たない500万円分を現金で支払うよう母親と長男に請求

改正前

長男が自宅以外の土地を次男と共有にして500万円分の持ち物を与えても課税されず

改正後

長男が次男と土地を共有すると、土地を売却したとみなされて譲渡税がかかる  
→税額は(500万円 - 500万円 × 5%) × 20.315% ※(所得税・住民税) = 約96万円



## グランストーク曳馬RC構造 見学会開催

日時：2019年12月21日(土)10:00～15:00

場所：浜松市中区曳馬3丁目

内容：災害に強いRC構造マンションの  
工事中現場見学

※来場して下さった方には「さわやか」商品券500円分  
プレゼント！！

※興味のある方はTELにてご予約を！！  
(053)454-3723 まで！！



## しずおかFPサービス column

相続財産の評価をめぐる裁判の記事が新聞に掲載されました。「『路線価に基づく相続財産の評価は不適切』とした東京地裁判決が波紋を広げている。国税庁は路線価などを相続税の算定基準としているが、「路線価の約4倍」とする国税当局の主張を裁判所が認めたからだ。路線価は取引価格の8割のため節税策として不動産を購入する人もいる。だが相続税の基準となる路線価と、取引価格に大きな差があれば注意が必要だ。」(日本経済新聞電子版2019年11月18日より。下線は筆者)

今回は路線価での評価と実際の取引価格の差が5億円超にもなる。かなり特殊なケースですが、今後、相続財産を評価する際の判断に影響がありそうです。

相続税対策は長くコツコツとやっていくという基本が大事ですね。

KONOIKE co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を  
共創できる素晴らしい会社を目指します。

- |                                   |           |                 |                         |                     |
|-----------------------------------|-----------|-----------------|-------------------------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> 本社       | 〒430-0946 | 浜松市中区元城町216-11  | TEL: (053) 455-0661 (代) | FAX: (053) 452-1930 |
| <input type="checkbox"/> 本店営業部    | 〒430-0946 | 浜松市中区元城町216-11  | TEL: (053) 454-3723 (代) | FAX: (053) 454-9584 |
| <input type="checkbox"/> 静岡支店・特建部 | 〒422-8036 | 静岡市駿河区敷地1丁目5-15 | TEL: (054) 269-5102 (代) | FAX: (054) 269-5103 |
| <input type="checkbox"/> 掛川支店     | 〒437-0039 | 袋井市愛野東2丁目9-2    | TEL: (0538) 45-0054     | FAX: (0538) 43-7788 |
| <input type="checkbox"/> リニューアル部  | 〒430-0946 | 浜松市中区元城町216-11  | TEL: (053) 455-1311 (代) | FAX: (053) 455-1312 |

<http://www.konoike-cons.co.jp/>